

○千葉県環境保全条例施行規則

改正後

千葉県環境保全条例施行規則

平成七年九月二十九日

規則第七十八号

(施行期日)

1 この規則は、平成十五年十月一日から施行する。ただし、別表第二PCB1の項の改正規定、別表第三燐(りん)含有量の項の改正規定及び別表第四燐(りん)含有量の項の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の千葉県環境保全条例施行規則(以下「改正後の規則」という。)別表第一 三の項(イに係る部分に限る。)に掲げる施設を設置する特定事業場に係る排出水についての改正後の規則別表第二の規定の適用については、この規則の施行の日から令和七年十月三十一日までの間、同表アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物の項中「一〇〇ミリグラム」とあるのは、「三〇〇ミリグラム」とする。

3 改正後の規則別表第一 三の項(ハに係る部分に限る。)に掲げる施設を設置する特定事業場に係る排出水についての改正後の規則別表第二の規定の適用については、前項に規定する期間、同表アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物の項中「一〇〇ミリグラム」とあるのは、「五〇〇ミリグラム」とする。

改正前

千葉県環境保全条例施行規則

平成七年九月二十九日

規則第七十八号

(施行期日)

1 この規則は、平成十五年十月一日から施行する。ただし、別表第二PCB1の項の改正規定、別表第三燐(りん)含有量の項の改正規定及び別表第四燐(りん)含有量の項の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の千葉県環境保全条例施行規則(以下「改正後の規則」という。)別表第一 三の項に掲げる施設を設置する特定事業場に係る排出水についての改正後の規則別表第二の規定の適用については、この規則の施行の日から令和四年十月三十一日までの間、同表アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物の項中「一〇〇ミリグラム」とあるのは、「五〇〇ミリグラム」とする。

(新設)